

西部医療センター新棟整備に係る既存施設整備基本調査業務委託 仕様書

この仕様書は、名古屋市立大学医学部附属西部医療センターの新棟整備に係る既存施設整備基本調査業務（以下「本業務」という。）の実施に関して、業務の基本事項を定めるものである。

1 業務名

西部医療センター新棟整備に係る既存施設整備基本調査業務委託

2 業務の目的

西部医療センターでは、地域に根差した大学病院として高度かつ安心な医療を提供し、優れた医療人を育成するため、また、災害拠点病院としての医療機能強化を図るため、令和5年度において「西部医療センター新棟整備基本計画」を策定し、令和6年度より新棟の基本設計・実施設計を行っているところである。

本業務では、新棟整備及び既存施設の防災対策強化に向け、水害時等における現状調査・検討を行い、既存施設整備改修工事の基本計画・基本設計・実施設計に繋げることを目的とする。

3 履行期限

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

（1）災害拠点病院としての機能強化に係る調査等

- ア 想定浸水高さの根拠となるデータ等の調査、確認（矢田川・庄内川）
- イ 浸水時における病院全体、各施設（本館、エネルギーセンター、陽子線治療センター、職員施設、保育所、立体駐車場の各1階外壁部分）の想定浸水高さを各立面図に表示したプロット図の作成。（※現況高低測量図（全敷地）は資料を提供するため、外部測量は資料の確認程度。）
- ウ 浸水時（想定浸水高さ）における本館、エネルギーセンター内部の医療機器等の想定被害調査（屋内各室浸水高さの測量を行う。）と被害を最小限とするための対策の検討（設置場所の嵩上げ等）
- エ 浸水時（想定浸水高さ）におけるインフラ設備の被害調査と可能なバックアップ対策の検討（バックアップ電源の設置等）
- オ 震災時における既設棟の想定被災状況把握（液状化等）と対策の検討（※柱状図等の資料は提供。）

（2）状況調査等報告書

- ア 浸水高さプロット図（外壁部分の表示）の作成
- イ 各施設1階各室の床からの浸水高さ等集計一覧表（設置機器、OA機器等、機械設備等の被害状況と嵩上げ等対策の記入）
- ウ 検討報告
- エ 調査報告

5 業務の進め方

受託者は、常に名古屋市立大学医学部附属西部医療センターの監督員（以下「監督員」という。）と密な連携をとり、打合せを実施しながら業務を進めなければならない。不明な点については、監督員と協議の上で進めるものとする。

6 資料の収集等

本業務を進めるに当たり必要となる資料等については、受託者がその収集・整理を行い、監督員はその収集等に協力する。このうち、本学の管理する資料等については、監督員の承諾を受けて、これを借用又は利用することができる。受託者は、これらの資料の取扱いに十分に留意し、責任を持って保管・管理を行わなければならない。

7 成果品の提出及びその帰属等

（１）本業務において提出すべき成果品は、次による。

成果品 報告書： １０部（Ａ３版のＡ４版綴じ）

報告書の内容を記録した電子媒体：一式（ＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ）

※成果物の体裁等など詳細は監督員の指示に従うこと。

（２）成果品の著作権はすべて本学に帰属するものとし、受託者は本学の承諾を受けずに公表、貸与又は使用を行ってはならない。また、本業務に関する事項及び本業務を通じて知り得た事項については、これを他に漏らしてはならない。ただし、監督員の承諾・指示を受けた場合にあっては、この限りでない。

8 妨害又は不当要求に対する届出義務

（１）受託者は、契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、本学に報告し、警察に被害届を提出しなければならない。

（２）受託者が前号に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前号の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

9 情報の取扱い

受託者は、本契約による事務を処理するに当たり、別紙「情報取扱注意項目」を遵守しなければならない。

10 その他

- (1) 受託者は、本業務を履行し得る十分な経験及び能力を有したスタッフを配置し、誠実に契約内容を履行することとする。また、認定登録医業経営コンサルタントの資格を有した者を、業務の統括責任者等に1名以上配置すること。
- (2) 本契約に係る業務の遂行は、この仕様書のほか企画提案した上で監督員と協議して実施すること。また、本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項等については、監督員と協議の上、その結果に従い処理するものとする。
- (3) 受託者は業務を遂行するに当たり実施した会議、打合せ等の議事録を作成し、速やかに委託者へ提出し決裁を得ること。
- (4) 西部医療センター及びQ L 2 1の諸施設については、同センター及び名古屋市のウェブサイト
<https://w3hosp.med.nagoya-cu.ac.jp/seibu/>
<https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-4-5-0-0-0-0-0-0.html>
で参照可能である。
- (5) 成果物及び作業工程において作成した資料の一切の権利は、原則として公立大学法人名古屋市立大学に帰属する。また、これら成果物等の第三者への提供や内容の転載については、本学の承認を得なければならない。
- (6) 受託者が専門的な知見を要する業務について、再委託をする場合は、「情報取扱注意項目」第6条第1項に基づき、委託契約の一部再委託申請書を提出し、再委託の承認を得ること。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第1 この契約による公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た甲の保有する情報（甲が利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。以下同じ。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の候が保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、甲の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。
2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、甲の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
3 乙は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときは、この限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、甲の保有する情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第8 乙は、甲の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項に規定する場合を除き、甲の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実にかつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第9 甲の保有する情報並びに甲の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、すべて甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

2 乙は、甲の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起こらないようにしなければならない。

(報告等)

第10 乙は、甲が甲の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が甲の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 乙は、甲の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容、守秘義務に関する事項並びに甲の保有する情報の目的外利用の禁止及び制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 甲の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第2項の規定に基づきその旨を公表す

ること。

- 2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）

第 2条第 8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

- 2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。

- 3 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。

- 4 乙は、前 3項に規定する事項のほか、番号利用法第 2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務（当該業務が個人番号関係事務である場合にあっては、同条第13項に規定する個人番号関係事務実施者としての義務）を果たすこと。

(電子情報の消去に関する特則)

第14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄し、又はリース（賃貸を含む。）機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、すべての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

- 2 乙は、前項の規定に基づき消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。

(別記)

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第 1 条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(対応指針に沿った対応)

第 2 条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

